

鹿の子台ふれあいのまちづくり協議会 規約

(目的)

第1条 この規約は、鹿の子台地域住民の地域交流活動の拠点となる鹿の子台地域交流センターならびにその他地域施設等を有効に活用して、地域の自主的な交流活動を実施・推進するために設置する鹿の子台ふれあいのまちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織および活動内容について必要な事項を定めるものとする。

(組織および運営)

第2条 協議会は、鹿の子台小学校区域内の地域団体および公共的団体ならびに学識経験者等の住民の代表により組織し、その協議会において活動方針その他諸般の事業を協議決定して運営するものとする。

(委員の任期)

第3条 1. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 欠員を生じて補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員およびその任務)

第4条 1. 協議会は、委員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 部会長 若干名

2. 委員長は、会務を統括する。

3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4. 会計は、経理会計事務を担当する。

5. 書記は、運営に関する各種の事務を担当する。

6. 部会長は、担当する部会を統括する。

7. 鹿の子台地域交流センターの管理運営上、役員の中から次の責任者を選出する。ただし、各責任者は兼務することができる。

- (1) 戸締管理責任者
- (2) 火元管理責任者
- (3) 利用事務責任者
- (4) 備品管理責任者

(顧問)

第5条 協議会に、顧問をおくことができる。

(会議)

- 第6条
1. 協議会は、委員長が招集する。
 2. 協議会は、定期的を開催する。
 3. 協議会は、過半数の委員の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決するものとする(委任状を含む)。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 4. 役員会は、必要に応じ、協議会に提案すべき事項の検討、または協議会から一任された案件等の審議のため開催する。
 5. 協議会は、ふれあいのまちづくりを推進するため、部会を設けることができる。

(活動内容)

第7条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 鹿の子台地域交流センターの管理運営に関する事項
- (2) ふれあいのまちづくり事業を実施する団体の連絡・調整に関する事項
- (3) 広報に関する事項
- (4) 社会福祉関連の募金に関する事項
- (5) 他地域との交流に関する事項
- (6) その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(予算・決算)

- 第9条
1. 会計は、前条の会計年度開始前に、当該会計年度の一切の収入および支出を明らかにした予算書を作成し、協議会の議決を得るものとする。
 2. 会計は、前条の会計年度の終了後、速やかに当該年度の一切の収入および支出を明らかにした決算書を作成し、監事の意見を付したうえで、協議会の承認を得なければならない。

(監事)

第10条 協議会は、委員以外から監事2名を選出する。

(活動報告)

第11条 協議会は、会計年度終了後、速やかに当該年度の活動報告を、決算書を添えて神戸市に

行うものとする。

(規約の改正)

第 12 条 協議会が必要と認めるときは、総委員の過半数の同意により、この規約を改正することができるものとする。

附 則

1. この規約は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。
2. この規約は、平成 18 年 4 月 22 日に一部改正する。
3. この規約は、平成 23 年 1 月 16 日に一部改正する。
4. この規約は、令和 8 年 4 月 18 日に一部改正する。